

公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター事業に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）定款第4条に基づき、センター事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会員 公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター会員に関する規則第2条各号に定める会員をいう。
- (2) 家族 会員の配偶者及び同居の子、孫、実父母、養父母、祖父母及び義父母をいう。

(福利厚生に資する事業)

第3条 会員の福利厚生に資するため、次の事業を行う。

- (1) 一般より低廉な価格で生活物資を購入できるよう、割引店の指定など会員の利便性を図る事業
- (2) 税理士による税務相談、各種法律問題など弁護士による法律相談事業
- (3) 会員の生活安定及び向上を図るため、中央労働金庫と提携し勤労者生活資金融資事業と事業の利用に伴う信用保証料の一部を助成する事業
- (4) 多様なニーズに応えるため、民間機関と提携した選択型給付金制度「こくみん共済」「マイカー共済」「災害共済」等の情報提供及びあっせん事業

(健康の維持増進に資する事業)

第4条 会員及び家族の健康管理及び活力の維持増進に資するため、次の事業を行う。

- (1) 一般より低廉な経費で健康を管理できるよう、医療機関と契約し、各種がん検診、人間ドック、定期健康診査等の実施及び受検料の一部を助成する事業
- (2) 健康増進、健康不安をはじめ、育児、福祉や介護など医療に関するあらゆる相談に対応するため、24時間365日電話相談による健康サポート事業
- (3) 一般より低廉な料金でスポーツ施設、健康増進施設等の利用あっせんや、ゴルフ教室、テニス教室、ハイキングなど健康増進に関する事業
- (4) 健康管理意識の高揚及び啓発事業
- (5) その他健康の維持増進に関する事業

(老後生活の安定に資する事業)

第5条 会員の老後生活の安定に資するため、次の事業を行う。

- (1) 老後の生活設計を支援するため、団体年金、中小企業退職金共済制度、小規模企業共済制度（事業主、役員）への加入促進と加入手続等に関する事業
- (2) 介護、年金、資産運用など生涯生活設計のためのセミナー等開催事業
- (3) その他老後生活の安定に資する事業

(自己啓発及び余暇活動に資する事業)

第6条 会員及び家族の自己啓発及び余暇活動に資するため、次の事業を行う。

- (1) 世代別のニーズに配慮した中で、パソコン、料理、陶芸、ダンス、簿記など、各種教室（講座）の開催及び資格取得を奨励する研修会等に関する事業
- (2) スポーツ活動や文化・教養活動の普及・向上と会員相互の交流を目的とする団

体に補助金を交付し、サークル活動（同好会）を支援する事業

- (3) NHK学園の通信講座受講料及び各種カルチャーセンター入会金の助成など学習活動支援に関する事業
- (4) 企業間交流及び会員相互の親睦を図るため、バス日帰りツアー、スポーツ大会等の多彩なイベント・レクリエーション事業を企画・開催する事業
- (5) 会員相互や家族間の交流を図るため、コンサート、演劇等のチケットを割引料金であつせんする事業
- (6) 会員と家族が低廉な料金で宿泊できるよう保養宿泊施設の指定契約や宿泊料金の一部を助成する事業
- (7) 会員と家族が低廉な料金で利用できるよう水族館、遊園地などレジャー施設との利用契約及び利用料の一部助成事業
- (8) その他自己啓発及び余暇活動に関する事業
(財産形成に資する事業)

第7条 会員の財産形成に資するため、次の事業を行う。

- (1) 生命保険や資産運用等のセミナーの開催及び財産形成に係る普及啓発等に関する事業
- (2) 年金共済及び中小企業退職金共済の加入促進及びあつせんに関する事業
(情報提供に関する事業)

第8条 会員の福利厚生に関する情報を提供するため、次の事業を行う。

- (1) センターが実施する各種福利厚生事業や民間機関との連携事業等の情報を提供するため、センターだよりを発行する。
- (2) センターの事業内容、利用方法やレジャー施設、宿泊施設等の年間厚生施設をまとめたガイドブックを隔年で発行する。
- (3) その他、センターの財務諸表等の情報を公開する。
(公益目的事業の推進に資する事業)

第9条 第3条から第8条までの公益目的事業の推進に資するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の慶弔給付に関する事業
- (2) 企業に働く勤労者の福祉の向上と産業の振興及びセンターの安定した経営基盤を構築するため、未加入事業所の加入促進に関する事業
(会員の優先)

第10条 事業の実施に当たり、利用助成、参加費又はその他の経費に関し、会員は優先的な取扱いを受けることができる。

(市民等の参加)

第11条 理事長が特に認めた事業に対しては、厚木市民等を参加させることができる。ただし、この場合の参加費等は実費とする。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンターの設立の登記の日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年5月1日から施行する。